

第2次市民協働推進計画

# みんなでまちづくりプラン

～ 手と手をといて みんなが かがやく まちづくり ～



平成24年3月  
うつのみやし



# 目次

---

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5

## 第2章 市民協働を取り巻く課題

1	社会状況の変化	10
2	各主体の現状	15
3	これまでの取組（前計画の評価）	20
4	課題の総括	27

## 第3章 計画の目標と基本方針

1	計画の目標	30
2	計画の基本方針	32

## 第4章 協働実践に向けての取組

1	施策の体系	34
2	施策ごとの取組	35

## 第5章 計画の推進

1	計画の進行管理	48
2	まちづくりセンターの機能発揮	48

## 資料編

1	策定の過程	52
2	策定体制	54



# 第1章 計画策定にあたって

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

私たちのまちが、暮らしやすく、豊かで、将来にわたり持続可能なものになっていくためには、まちづくりを担う活動主体※が、共に知恵や力を合わせ、それぞれの強みや特徴を生かしながら、創造的な活動を実践し、継続していくことが重要です。

そのため、本市においては、平成16年に「市民協働推進指針」を、平成18年には第1次となる「市民協働推進計画」を策定し、「市民協働※のまちづくり」を推進するための具体的な仕組みづくりや活動を広げていくための環境の整備などに取組んできました。

また、平成21年には、「宇都宮市自治基本条例※」を制定し、まちづくりを進めるための基本的な考え方や市民・議会・行政それぞれの役割のもと、真の分権型社会に向けた取組を進めてきました。

地域においては、目指すべき将来像や取組などを、地域自らがまとめた「地域まちづくり計画」の策定等も盛んになってきており、本市における「協働」は、前計画策定時の「芽生え」の段階から、本格的な「実践」の段階を迎えてきているといえます。

このようなことから、前計画の取組状況などを踏まえ、更に「市民協働」を推進し、一人ひとりが支えあい、輝くまちを創造していくため、今般、第2次となる「市民協働推進計画」を策定いたしました。

わが国では、平成23年3月11日に起こった東日本大震災において、多くの建物やコミュニティが、大きな被害に見舞われました。

しかしながら、そのような中であっても、多くの市民や団体、企業、行政等が立場や垣根を越え、力を合わせ、確実な復興に向け、一步一步、ともに歩み進めています。

人と人との「絆」の重要性が再認識されるとともに、公共を担う「協働」

の持つ力が、今まさにクローズアップされています。

このような激動の中、まちづくりにおいて全ての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つことの喜びを大切にできる社会を構築していくことが、現在を生きる我々の大きな責務であり、また、本計画策定の意義であると考えています。

#### ※ 用語説明

##### ◆ 市民協働

私たちのまちについての共通の目標を実現するために、私たちが対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取り組んでいくこと。

##### ◆ まちづくりを担う活動主体

まちづくりに関心を持ち、自ら考え行動する「市民」、自治会・地域まちづくり組織・子ども会等の「地域活動団体」、NPO法人・ボランティア団体・教育機関等の「非営利活動団体」、企業等の「事業者」、そして「行政」に大きく分けられ、それぞれの特性や能力が異なるとともに、その活動分野も異なります。

本市のまちづくりに関わる全ての市民や団体が連携・協力し、ひとつに溶け合い、共通の目的に向かって活動していくことを市民協働の目標としています。

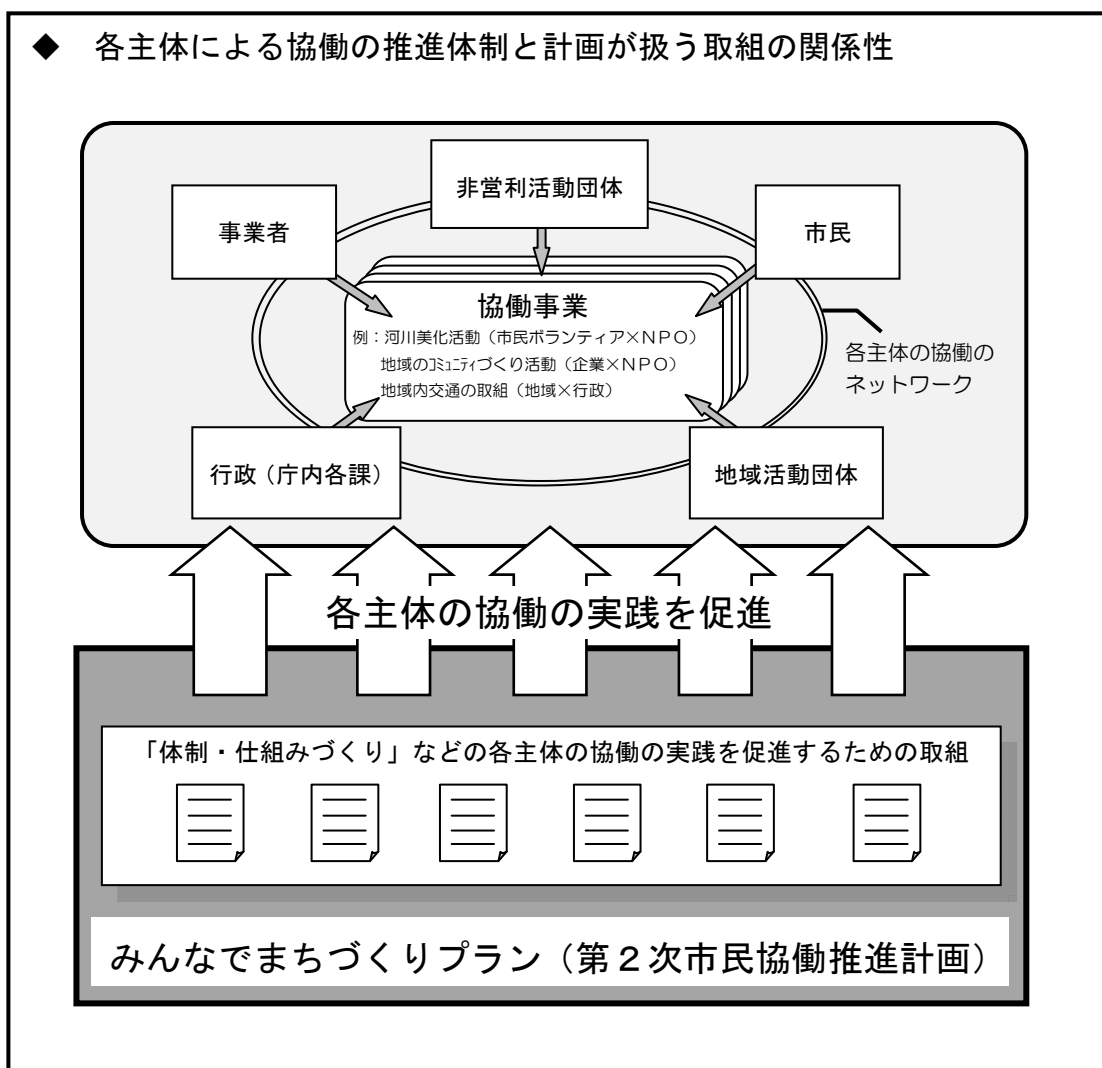
##### ◆ 宇都宮市自治基本条例 [⇒詳細p 6](#)

多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、宇都宮市の自治に関する基本的な事項や仕組みなどを定めた条例です。

## 2 計画の性格

本市においては、NPOと市民ボランティアによる河川の美化活動、地域や企業、NPOが協働した地域コミュニティづくりの取組など、主体同士がネットワークを形成し様々な協働事業が展開されています。

本計画は、このような主体同士の協働事業の活性化を始めとした、各主体の協働の実践を促進するための取組についての計画です。

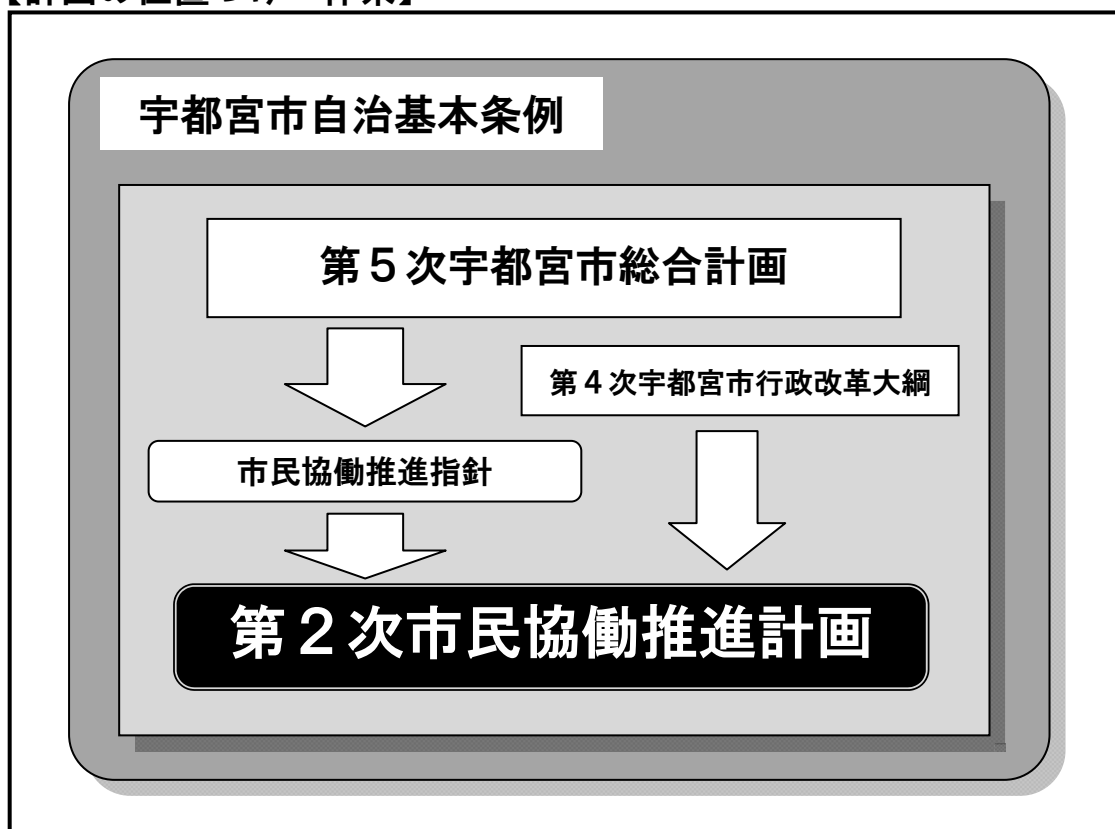




### 3 計画の位置づけ

本計画は、本市の自治基本条例で掲げる自治の基本理念を根幹とし、第5次宇都宮市総合計画の分野別計画(「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」の「市民が主役のまちづくりを推進する」)、「第4次宇都宮市行政改革大綱」及び「市民協働推進指針」に基づき、市民協働のまちづくりを推進するための計画です。

#### 【計画の位置づけ・体系】



### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

**※ 用語説明**

**◆ 宇都宮市自治基本条例**

多様な主体が協働することを基礎とした、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、宇都宮市の自治に関する基本的な事項や仕組みなどを定めた条例です。

この中で、「協働」は「市民がさらに幸せに暮らせるまちを築く」という条例の目的を達成するための重要な手段とされており、様々な主体が協働のもと役割や責任を担い合い、「公共的活動※」に効果的に取り組み、自治を担っていくことの重要性が掲げられています。

**※ 条例本文より本計画との関連が深い項目を抜粋**

(基本理念)

- 第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。
- 2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。

第1節 市政運営の基本原則

- 第6条 市は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、当該各号に定めるその趣旨にのっとり、市政運営を行うものとする。
- (1) 市民意思の尊重 市民が市政に関する意見を述べる機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。

(地域活動団体の役割)

第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。

(非営利活動団体の役割)

第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。

(事業者の役割)

第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。

2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。

(自立及び互助)

第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。

◆ 公共的活動

自治基本条例で定義されている「市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動」のことを言います。具体的には、自治会による地域の清掃活動や防災活動、事業者による社会貢献活動などが挙げられますが、時代やニーズによってその内容は変化していきます。

この公共的活動が各主体の協働によって、話し合い、助け合い、連携しながら、率先して行われていくことこそが、自治の基盤になるとされています。



## **第2章 市民協働を取り巻く課題**

---

## 第2章 市民協働を取り巻く課題

わが国の社会状況の変化や、前計画における取組結果等を踏まえ、市民協働の課題を導き出していきます。

### 1 社会状況の変化

#### (1) 公共的領域の拡大

現在、わが国では、少子・高齢化や家族形態の変容、経済環境の悪化、雇用体系の変化、情報化の進展等により、市民ニーズの多様化や複雑化、ライフスタイルや価値観の変化などが起こっています。

そのため、それらに対応する公共的な領域が拡大し、従前の画一的な公共サービスだけではなく、個々の事情に合わせたきめ細かな対応や、急激な変化に柔軟に対応できるような公共サービスの提供も求められるようになってきています。

また、地域においては、コミュニティに対する帰属意識の希薄化や担い手不足等によって、地域で助け合い、支えあう仕組みが弱まりつつあり、公共的領域の拡大とあいまって、今まで地域で協力して解決してきた地域課題が、地域において完結することが難しい状況も生じてきています。

## (2) 市民自治の推進

地方分権の進展により、基礎自治体の役割がますます重視されてきている中、多くの自治体において、自治の仕組みや、「補完性の原理※」などによって市民・行政等の役割・責任を位置づけた「自治基本条例」に代表される市民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める動きが活発化しており、主権者である市民が行政と共にまちづくりに主体的に参画する重要性が増してきています。

### ※ 用語説明

#### ◆ 補完性の原理

まちづくりを担う様々な主体が率先してまちづくりを行うための基本的な役割を明らかにした概念であり、市民自らが行えることはまず「自助」として自らがいき、市民個人では解決できないものについては「互助」として地域やNPO法人、事業者などが補完していき、それでも解決が難しいものは「公助」として行政が補完して行うというものです。

---

### (3) 公共的領域の担い手や手法の多様化

多様な主体による公共的な領域の活動が活発化してきています。東日本大震災においても、社会貢献意識の高まりから、若者を中心としたボランティア活動の活発化が見られました。NPO・地域コミュニティについても、当初被災した行政に代わり、情報の収集・発信を行うなど公共の担い手として大きな力を発揮しました。さらに企業においては、救援物資の提供・義援金の支出のほか、ボランティア休暇制度を新設・活用し、社員のボランティア活動を後押しする企業が相次いでいます。

また、福祉・教育など様々な社会的課題に向き合い、ビジネスの手法を通じて解決していこうとする「ソーシャルビジネス※」や、地域資源を生かしながら地域課題に向き合う「コミュニティビジネス※」が、震災の復興支援に向けた取組として注目されるなど、様々な主体が協力し合い、それぞれの強みを生かしながら公共的な領域を担い合う社会に向けた動きが見受けられます。



**※ 用語説明****◆ ソーシャルビジネス，コミュニティビジネス**

「ソーシャルビジネス」とは、「町おこし，少子・高齢化，環境問題といった社会的課題をビジネスの手法を用いて解決する取組」の総称と言われています。そのうち，地域的な課題に特に着目したもので「地域課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組」のことを「コミュニティビジネス」と呼んでいます。

ボランティアによる無償の奉仕ではなく，活動の対価を得ることにより，継続的に活動を行い，地域内の雇用や経済循環も生み出していくというまちづくりにおける新たな課題解決の手法として期待されているものです。

具体的には，ショッピングセンターの撤退により，移動手段を持たない高齢者などのために，地域住民が中心となり空き店舗を活用した食料品の販売や憩いの場を地域で提供し続けているNPO法人の事例，障がい者の外出介助をボランティアから有償サービスに切り替えたことにより，サービス内容が充実し，地域の様々な課題を総合的に取組む存在まで成長している事例など，ビジネス手法を取り入れたことにより活動基盤が整い，継続的な活動に繋がっている事例が多く見受けられます。

---

## (4) 多様な主体に対する支援の動き

公共的な領域の担い手が多様化する中、寄付募集支援や融資利用の円滑化など各主体の活動基盤の整備や、「マルチステークホルダー・プロセス※」を活用した多様な主体が協働し地域のまちづくりの課題解決を図る取組の試行など、公共的な領域の担い手の主体的な活動を支援するための様々な取組を、国と各自治体が協力して進めています。

### ※ 用語説明

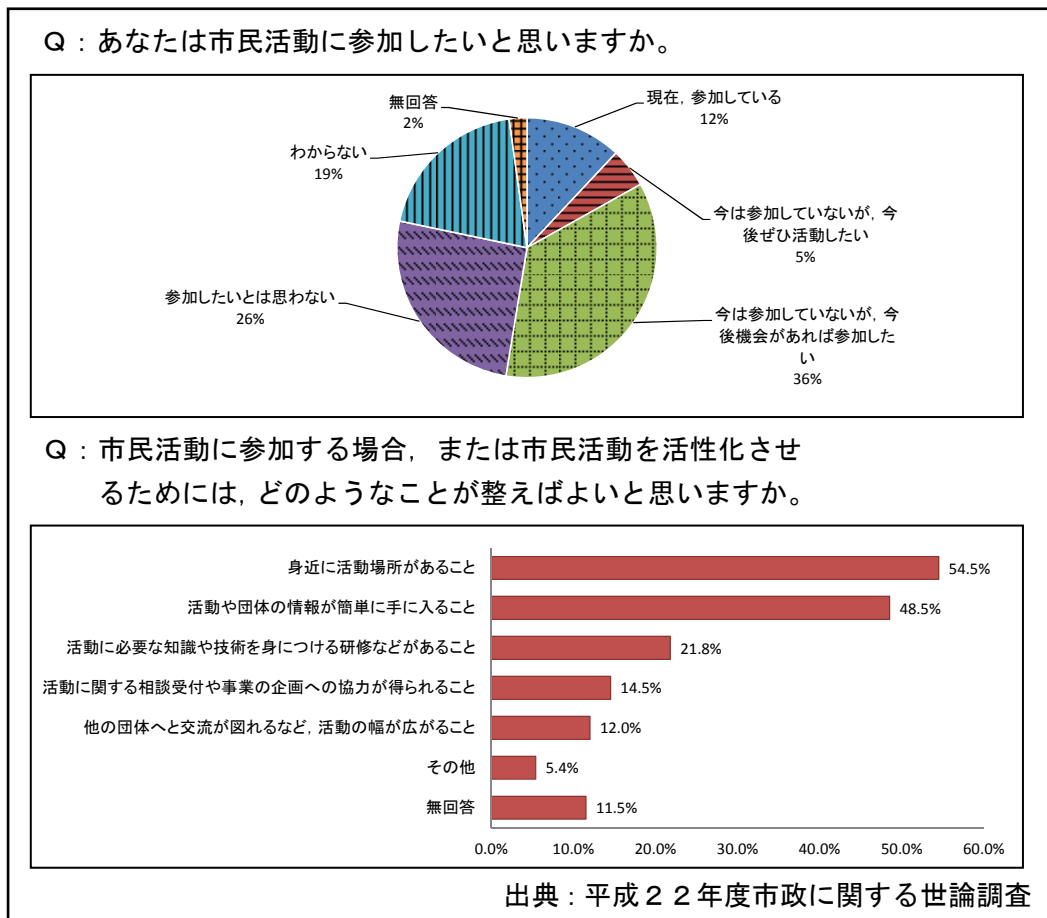
#### ◆ マルチステークホルダー・プロセス

多様な主体が集まる会議体を立ち上げ、お互いが対等な立場で意見を出し合い、意思決定や合意形成を図る手法のことを表します。この手法を実践する試みとして、「社会的責任に関する円卓会議」が内閣府によって発足されています。

## 2 各主体の現状

### (1) 市民

- ◆ 多くの市民が市民活動に参加している、もしくは参加したいと考えており、活動に対する参加意識・意欲は高まってきています。
- ・ 身近な活動場所が求められています。
- ・ 活動や団体の情報が容易に収集できる環境が求められています。
- ・ 活動に必要な知識・技術の習得が求められています。



## (2) 地域活動団体

- ◆ 自治会などの地域の各種活動団体が連携し、地域に密着したきめ細かな対応を生かした多彩なまちづくり活動に取り組んでいます。
- ・ まちづくりへの理解の促進、各種団体の連携・基盤強化、地域の活性化などが求められています。

- 市内39地区の地域まちづくり組織・地区連合自治会※による地域のまちづくりに関するアンケートより

### 【主な意見・要望】

- ・ 様々な団体が地域課題を正しく理解し共有するための勉強会を開催してほしい。
- ・ まちづくりに対する理解の向上や自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成を図る支援をしてほしい。
- ・ 地域の様々な団体が連携することが必要であり、その連携の場である地域まちづくり組織の活動を活発化していきたい。
- ・ 各団体・機関・地域住民・相互の信頼関係作りが重要である。
- ・ 各地域のまちづくりの活動状況の情報交換、地域間の交流の場を提供してほしい。
- ・ 後継者不足によって、活動が停滞化している団体がある。
- ・ まちづくりに対して関心が低い住民が多く、自治会未加入者も増加している。
- ・ リーダー育成のため、ふさわしい資質を身につけられる研修会を開催してほしい。
- ・ 資金確保が重要であり、補助金の見直しやコミュニティビジネスなど新たな自主財源確保に向けた支援を行ってほしい。
- ・ 地域の活性化のためには、愛着のある資源を生かしたまちづくりが効果的である。
- ・ まちづくり活動を促進するための情報を提供してほしい。

### ※ 地域まちづくり組織

- ・ 地域の様々な意見をとりとまとめ、総意を形成するとともに、その総意を実現するため、様々な活動主体の連携・協力を促進する地域のネットワーク組織

### ※ 地区連合自治会

- ・ 一定区域内の自治会をもって構成し、各自治会の育成・指導や自治会活動全般の連絡調整・統括を行う組織

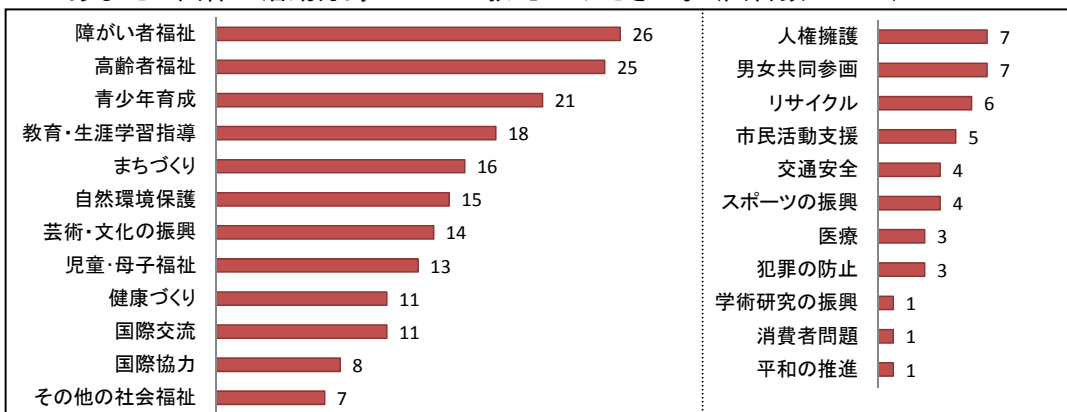
### (3) 非営利活動団体

◆ 高齢者・障がい者福祉，青少年育成など，様々な団体がそれぞれの得意とする専門的な分野において多様な活動を行っています。

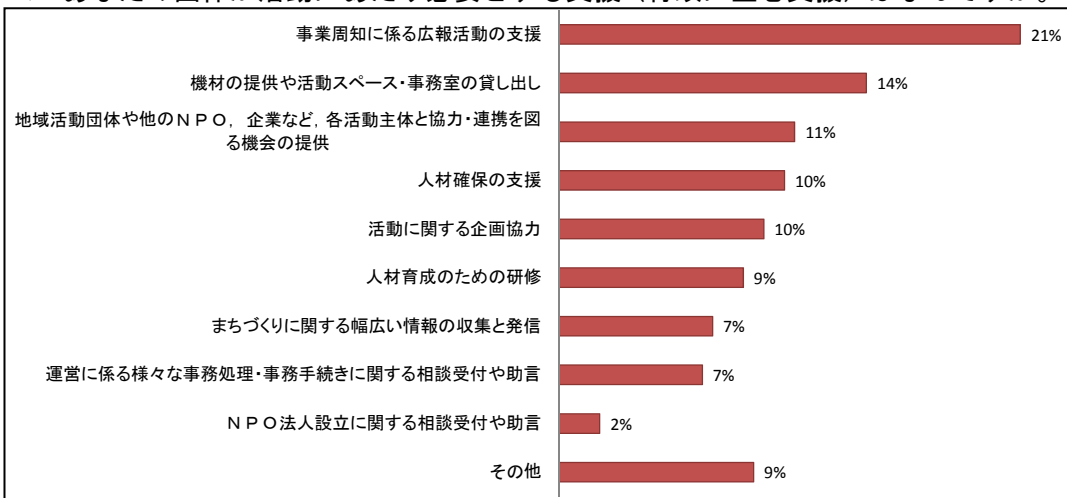
- ・ 活動に関する情報の収集・発信が求められています。
- ・ 組織運営の強化に向けた様々な支援が求められています。
- ・ 様々な主体との連携・協力の機会の提供が求められています。

市民活動サポートセンター登録団体，市内に事務所を置くNPO法人に対し，NPO活動に関するアンケートを実施しました。

Q：あなたの団体の活動分野について教えてください。(回答数227)



Q：あなたの団体が活動にあたり必要とする支援（行政に望む支援）はなんですか。



## (4) 事業者

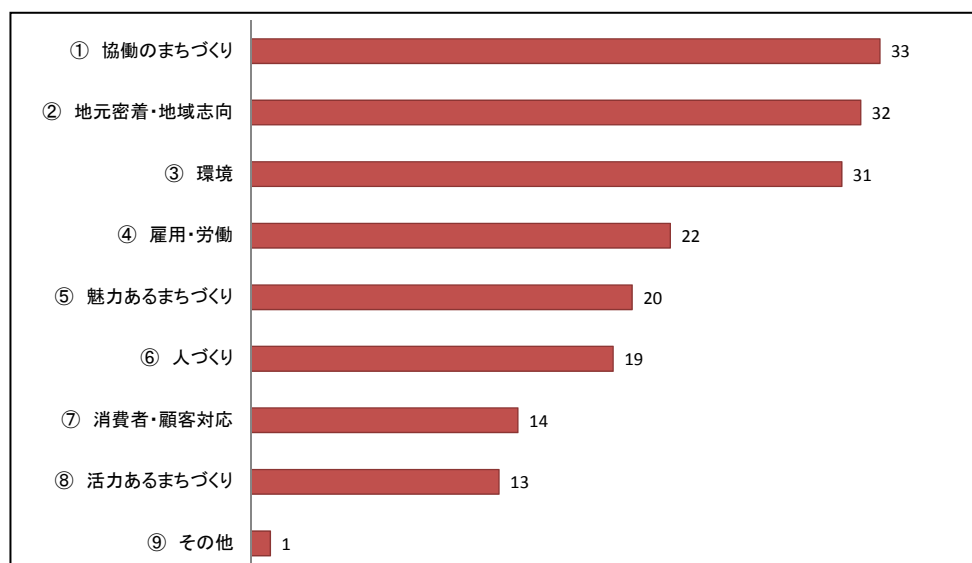
- ◆ 企業も社会の一員である以上、社会に期待される役割を果たす責任をもつという「企業の社会的責任（CSR）」の考え方が広まる中、法令順守（コンプライアンス）等を前提としたCSRを実現するための様々な活動に取り組む企業が増えています。

本市においては、「環境」、「雇用・労働」、「消費者・顧客対応」など様々なCSRを実現する活動がある中、「協働のまちづくり」や「地元密着・地域志向」などの社会に貢献する活動（公共的活動）が盛んであり、これらは、地域の「まちづくり」の重要な役割を果たし、地域を活性化する力になってきています。

- ・ 様々な主体と連携していくにあたっての人的・物的支援が求められています。
- ・ 連携にあたっては、社会のニーズに関する情報の提供が求められています。
- ・ 社会貢献活動の取組みにおいて、様々な主体と連携するにあたっての手法や機会が求められています。

「宇都宮まちづくり貢献企業」認定企業（事務所）※に対し、CSRを実現する活動や地域・NPO活動との関わりについてのアンケートを実施しました。

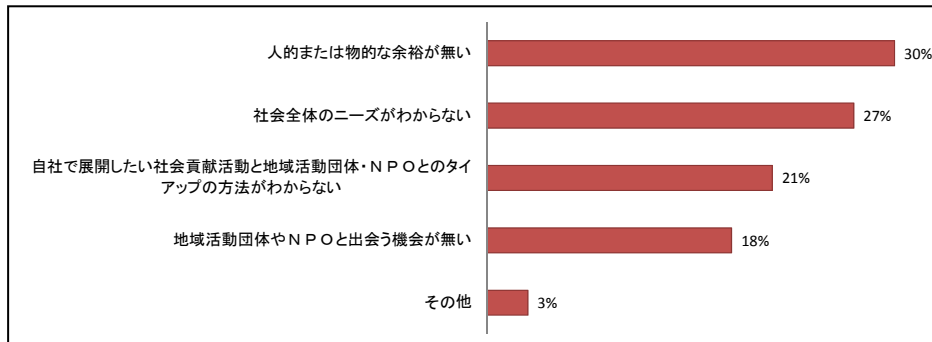
Q: 貴社が取組んでいるCSRを実現する活動について教えてください。（回答数185）



※ CSRを実現する主な活動とその具体例

- ①協働のまちづくり（地域参画・防災・交通、国際等）  
例：施設開放，地域清掃活動，防犯活動，災害時協力等
- ②地元密着・地域志向  
例：地元雇用・地産地消等
- ③環境  
例：ISO認証取得，温暖化対策等，環境に配慮した生産活動
- ④雇用・労働  
例：ワークライフバランス，従業員の公正な待遇，高齢者・障がい者の積極的雇用等
- ⑤魅力あるまちづくり（健康・福祉，文化，スポーツ等）  
例：文化事業開催，スポーツ指導，献血，福祉のまちづくり等
- ⑥人づくり（教育等）  
例：学校への出前講座，親力向上，子育て支援
- ⑦消費者・顧客対応  
例：ステイクホルダーへの配慮，顧客対応窓口，消費者教育等，
- ⑧活力あるまちづくり（経済，産業，観光等）  
例：産学官連携，おもてなし活動，ベンチャー支援等

Q：地域活動団体やNPOと活動をする（していく）にあたり，問題となる点について教えてください。



※ 「宇都宮まちづくり貢献企業」認定企業（事務所）

- ・ 「環境」，「雇用・労働」，「まちづくり」などCSR（企業の社会的責任）を実現する活動に取り組む企業のこと。本市ではこのような企業を「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し，様々な分野での活動を支援・推奨することによって，企業・市民・行政の協働のまちづくりを行っていくことを目的とした「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」を行っています。

---

## 3 これまでの取組（前計画の評価）

### （1）前計画の概要

本市では、「市民協働」を今後の『うつのみや』の進むべき道を支える大きな礎としてとらえ、すべての市民や市が、共にまちづくりを行っていく上での基本的な考え方を指し示すものとして、平成16年度に「市民協働推進指針」を策定しました。

この指針においては、「情報共有」「意識醸成・人材育成」「参加・参画促進」「活動環境整備」「評価」を、市民協働を進める上での5つの基本方針として定めています。

この5つの基本方針を受け、平成18年度に策定した前計画は、市民協働のまちづくりの実現に向け、様々な主体のまちづくり活動を活性化するための環境整備や具体的な仕組みづくりなどについて盛り込んだ計画としましたが、策定時は、「市民と市や、市民同士での協働の動きが芽生えて」いる段階であったことから、特に当面必要な「協働の意識醸成」や「協働の素地づくり、環境づくり」に重点を置いた計画となっています。



## (2) 基本方針ごとの取組成果と今後の課題

### 基本方針① 情報を共有する仕組みづくり

情報を共有し、相互の信頼関係を深め、身近なところでまちづくりに必要な情報を入手、発信できるようにします。

#### 〔主な取組〕

- ・ まちづくりの活動拠点へのインターネット環境の整備、市民活動サポートセンターメールマガジンの刊行、主体ごとの情報の集約化など、身近なところでまちづくりに必要な情報を発信し、活動に必要な情報を提供できる体制を整えるとともに、それらを入手できる体制を構築しました。
- ・ 様々な主体の活動内容の紹介や意見交換のためのフォーラムなどを開催し、それぞれがまちづくりに参加するための情報を共有する場を提供しました。

#### 〔取組の成果〕

- ・ 活動拠点における環境整備や行政の各種媒体による情報提供が進むとともに、提供情報の活用が見られるようになり、個々の主体の活動が活発化してきています。

#### 〔今後の課題〕

- ◆ それぞれの特性や能力が異なる主体同士が結びつくためには、お互いが垣根を越えて情報を収集・共有していくことが必要です。
- ◆ 各主体同士が結びつくためには、定期的な情報交換・交流の場を活用するだけでなく、日常的・恒常的に情報交換を行っていくことが必要です。

---

## 基本方針② 意識醸成と担い手づくり

まちづくりへの関心を高めるとともに、まちづくりの担い手を育成します。

### 〔主な取組〕

- ・ 協働のガイドブック、市のホームページを活用するとともに、庁内に向けては、新規採用職員研修、新任課長研修等において、協働に関する研修を実施するなど、庁内外へ協働に対する啓発活動を実施しました。
- ・ まちづくり講習会の開催や、人づくりをまちづくりに繋げるための生涯学習とまちづくり支援を一体的に執行する体制整備などを通して、まちづくりの担い手の育成やその活動の場の提供を図りました。

### 〔取組の成果〕

- ・ 意識啓発や講習会等により「協働」という言葉が一般的に認知されてきており、人材活用への体制整備ができました。

### 〔今後の課題〕

- ◆ 各主体が協働によって効果的にまちづくりに取組んでいくためには、お互いの立場や役割を理解し、それぞれの特性や能力を発揮して相互に補完し合っていく必要があります。
- ◆ まちづくりが活性化していくためには、新たな担い手やリーダーとなる人材が必要です。
- ◆ 各主体が協働によって効果的にまちづくりに取組んでいくためには、各主体を結びつけ、それぞれの強みを生かしながら活動の活性化を図るコーディネーターが必要です。

**基本方針③ 参加・参画の仕組みづくり**

まちづくりに参加・参画できる機会を充実し、活動への理解を深めるとともに、新たな参加機会を拡充します。

**〔主な取組〕**

- ・ 行政が抱える課題に対して、非営利活動団体や事業者等から解決策を募集する協働事業提案制度や、NPO法人による様々な行政事業の受託、都市計画マスタープランや緑の基本計画などの行政計画の策定にあたり、ワークショップ手法の導入など、様々な主体が、まちづくりに参加するための機会拡充に取り組みました。
- ・ 市民と行政が協働で事業を実施するにあたり、まちづくり支援担当職員のコーディネート機能を整理するなど、市民との協働を行う上でのプロセスを整理し、庁内ルールとして周知しました。

**〔取組の成果〕**

- ・ 市民活動団体や企業などからの行政施策への提案により、課題解決に向けて効果的な取組が行われたほか、行政計画の策定における市民参加の機会が充実し、市民の意見を反映した様々な行政計画が策定されているなど、まちづくりへの参加・参画の機会が拡充してきています。

**〔今後の課題〕**

- ◆ 協働事業提案制度によって、市民活動団体や企業による行政施策への提案が活発化してきたが、より効果的な協働事業を実施していくため、各主体の連携を踏まえた更なる参加・参画に係る制度が充実していくことが必要です。
- ◆ 寄付や融資などの賛助以外で協働に参加したい企業、活動場所を地域に求めるNPOなどが協働に参加していくためには、様々な社会・地域ニーズを把握していくことが必要です。

---

#### **基本方針④ 活動しやすい環境整備・支援**

まちづくり活動を支援するための活動場所の確保や協働機会の提供、自立化に向けた支援策を推進するとともに、各主体との交流を促進します。

#### **〔主な取組〕**

- ・ 地域コミュニティセンター建設による地域団体の活動拠点の整備や、地区市民センターにおける施設貸出システムの構築によって、活動環境の充実や公共施設利用の利便性の向上を図りました。
- ・ 市民活動助成基金の活用による非営利活動団体への支援やまちづくり支援担当職員の地域のより身近な場所への配置を進めるなど様々な主体に対しての活動支援の拡充を図りました。
- ・ 各分野別に交付していた補助金を、地域まちづくり組織に対し一部を包括化して交付する取組を進めており、地域裁量の枠の拡大に努めています。

#### **〔取組の成果〕**

- ・ 活動拠点の整備や施設利用の利便性の向上などにより、地域コミュニティセンターの利用件数が増加するなど地域まちづくり活動の推進に繋がりました。

〔今後の課題〕

- ◆ 組織基盤が脆弱な活動団体が継続的に活動していくためには、組織運営力などを強化していく必要があります。
- ◆ 補助金だけに頼らない自主財源の確保など、自律的な組織を目指す動きが見られることから、これらの活動に対する支援を行っていく必要があります。
- ◆ 地域活動団体が、多様化・複雑化するまちづくりの課題に主体的に対応していくためには、新たな担い手の確保や様々な主体と連携していく必要があります。
- ◆ 各主体の連携・協力を促すためには、行政は関連する部署ごとに各種団体への支援を行うほかに、部署の垣根を越えた包括的な支援を行っていく必要があります。

---

### 基本方針⑤ 協働事業の評価・公開

評価によるさらなる事業発展と公開による活動の透明性を確保します。

#### 〔主な取組〕

- ・ 外部組織である「みんなでまちづくり会議」において、協働に係る行政事業について、市民協働の視点から評価する協働事業評価表の見直しを行いました。
- ・ 庁内の協働事業の把握に努め、協働事業評価を試行しました。

#### 〔取組の成果〕

- ・ 庁内各課が、所管の協働事業を振り返り、成果や課題を明らかにすることによって、協働の相手方とのよりよい関係づくりや事業の改善に繋がりました。

#### 〔今後の課題〕

- ◆ 各主体が協働を効果的に実践していくためには、定期的に事業を振り返ることが必要です。
- ◆ 協働事業評価制度における役割分担の考え方や対象事業の選定基準が曖昧なため、評価が難しいとの声があり、評価基準の検討や制度自体の改善を行っていくことが必要です。

## 4 課題の総括

わが国では、拡大する公共的な領域に対応していくため、様々な分野や地域で活躍する多様な主体の力を生かし、それぞれの強みを発揮して公共的な領域を連携して担い合っていくための仕組みの構築や、各主体の基盤強化に繋がる取組の必要性などが社会的な要請として高まってきています。

本市においては、これまで協働の「芽生え」の段階として、市民協働を進めるための意識づけ、素地作り、環境づくりに取組んできた結果、まちづくりへの参加の裾野が広がり、個々の主体の活動が活発になってきており、協働の「実践」に繋がる他の主体との連携や活動の強化に繋がる支援を望む声などが見受けられるようになってきました。

このような社会状況の変化やこれまでの取組結果等を踏まえ、1次計画から引続き取組んでいく課題や新たな取組を進めるための課題についての総括を下記のとおり行いました。

### 課題① 各主体による連携・協力の機会の拡大

協働が充実していくには、主体同士による連携・協力の機会が増えていく必要があります。

- ・ 各主体は、お互いの垣根を越え情報を集約・共有していくことが必要
- ・ 各主体を結びつけ、活動の活性化を図れるコーディネーターが必要 など

### 課題② 協働における各主体の特性や能力の発揮

効果的に協働を実践していくには、各主体が特性や能力を発揮して相互に補完し合う必要があります。

- ・ 効果的な協働の実践には、各主体がお互いの立場や役割を理解し、それぞれの特性や能力を発揮して相互に補完し合うことが必要
- ・ 効果的な協働の実践には、定期的に事業の振り返りが必要 など

### 課題③ 協働による公共の担い手としての各主体の更なる成長

各主体が協働によって公共を担い合っていくには、各主体が自律的な存在へと更なる成長をとげる必要があります。

- ・ 各主体が継続的に活動していくためには組織運営力の強化が必要
- ・ まちづくりが活性化するには、新たな担い手やリーダーとなる人材が必要 など





## **第3章 計画の目標と基本方針**

---

## 第3章 計画の目標と基本方針

### 1 計画の目標

市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者・行政が一体となって市民協働を推進するため、計画の目標を以下の通り掲げます。

#### 計画目標

### 『みんなが かがやき 支えあう 「協働のまち うつのみや」の実現』

#### ◆「みんな」「かがやき」

- ・ 市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者・行政の「みんな」が公共を担い合っていくため、自律した存在としてより成長し、「かがやき」ながら協働に取り組めるまちを目指します。

#### ◆「支えあう」

- ・ 求められる幸せや豊かさが多様化している中、「みんな」がより幸せに暮らしていくため、主体同士がお互いの特性や能力を出し合って相互に補完し合う、「支えあう」連携・協力のまちを目指します。

#### ◆「協働のまち うつのみや」

- ・ 協働によって、「みんな」が、うつのみやの様々な公共的な領域を担い合っていく社会である「新たな公共※」の実現を目指していきます。

◆ **新たな公共**

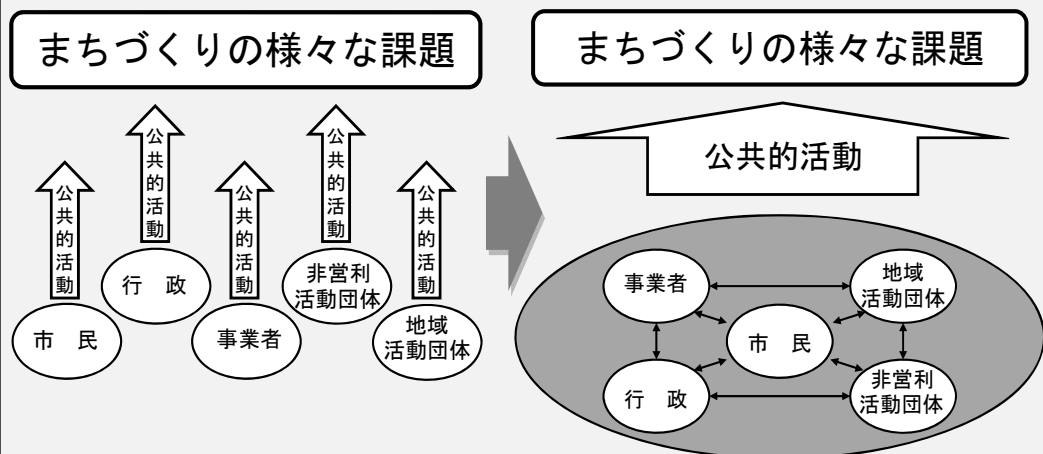
「市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者・行政など、まちづくりの活動主体みんなで、公共的な領域を担い合っていく社会」のことを表わします。市民ニーズが多様化・複雑化してきたことによって、公共的な領域が拡大し、その対応のためには、まちづくりを担う様々な活動主体の力が必要となってきたため登場してきたものです。

また、市民協働推進指針（平成16年策定）では、市民協働の基本理念を「すべての市民や市が、共にまちづくりについて考え、共に行動することによって、幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち「うつのみや」をつくり育てること」としています。これは、「新たな公共」とその意味を同じくするものです。

本市において、この「新たな公共」を実現するためには、各主体がそれぞれの得意とする領域において「公共的活動」を自発的に実践していくことが重要となります。そして各主体による「公共的活動」をより一層充実させるためには、各主体を結びつけ活動の幅を広げ、相乗効果を発揮させる「協働」を積極的に導入していくことが必要です。

協働によって各主体がそれぞれの垣根を越え、まちづくりの課題ごとに自由に結びつき、ひとつになり、協働で効果的に「公共的活動」を実践していくことが、「新たな公共」の実現の重要な要素となります。

◆ **協働の効果のイメージ**



様々な主体が協働で結びつくことによって、相乗効果が発揮され、個別にまちづくりの課題に取り組む場合と比べ、「公共的活動」の効果が高まることが期待でき、結果、様々なまちづくりの課題解決の充実に繋がっていきます。

---

## 2 計画の基本方針

計画目標を達成するために 具体的な2つの基本方針を掲げます。

### 【基本方針1】

#### 各主体が協働によって相乗効果を発揮するための連携・協力の促進

各主体が主体的に連携・協力し、協働で公共的活動に取り組んでいけるよう、各主体が結びつきやすい体制や仕組みづくりを行っていきます。

また、協働によって各主体が相乗効果をあげていくため、まちづくりにおけるお互いの役割・責任を理解し、それぞれの特性や能力を効果的に発揮して相互に補完し合える連携・協力の促進を図っていきます。

### 【基本方針2】

#### 各主体の更なる組織力の向上に向けた支援の充実

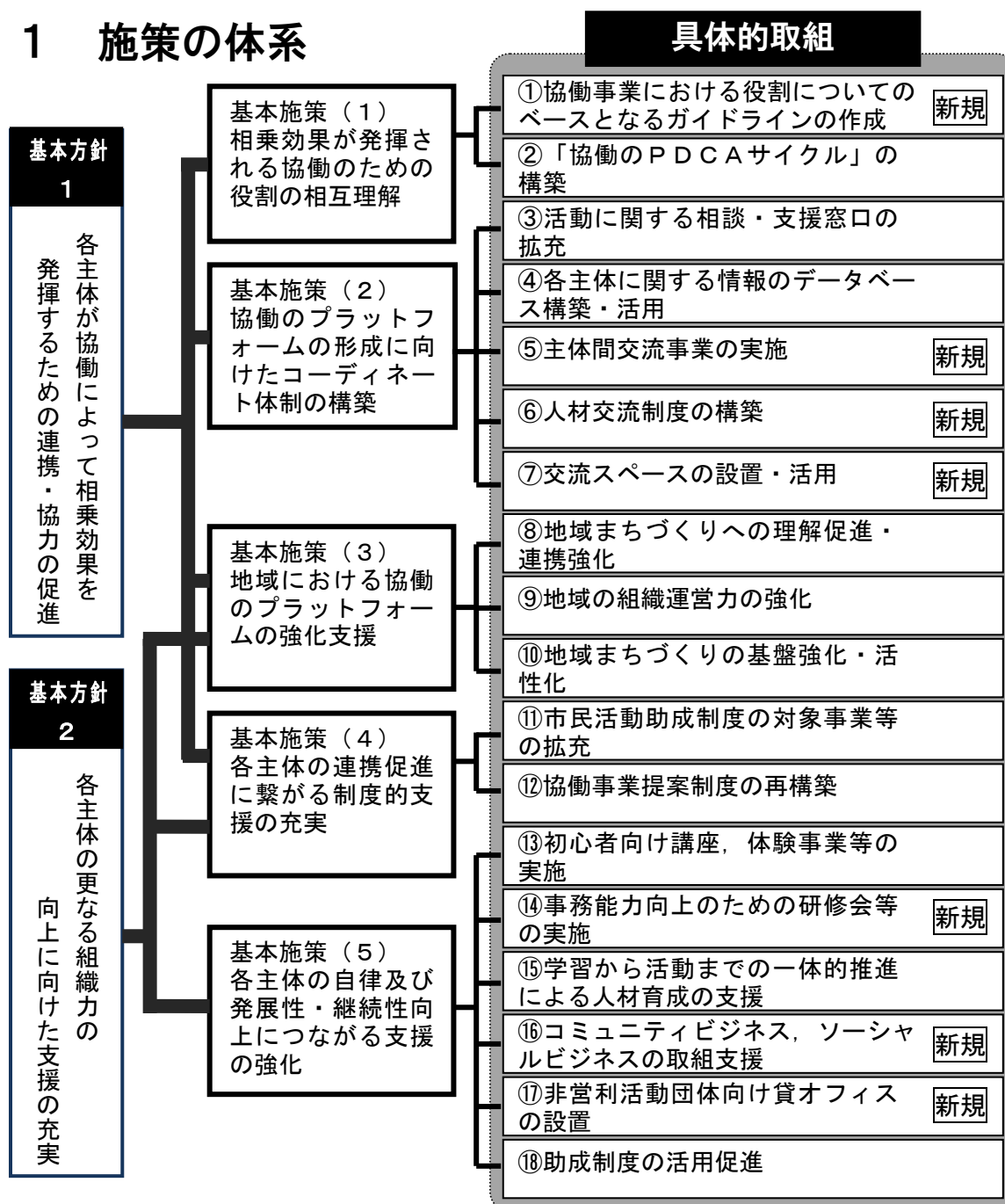
各主体が公共の担い手となって、様々な主体と連携・協力していくには、自律した存在として成長していくことが重要であり、継続的に活動していくための組織基盤の強化に向けた人材育成・活動支援などの充実を図っていきます。

## **第4章 協働実践に向けての取組**

# 第4章 協働実践に向けての取組

各主体による協働が効果的に推進されるよう、本計画の2つの基本方針に基づき、様々な「協働実践に向けた取組」を位置づけ取組んでいきます。

## 1 施策の体系



## 2 施策ごとの取組

### 基本施策（1）

#### 相乗効果が発揮される協働のための役割の相互理解

協働事業を、お互いの特性や能力を十分に生かして相互に補完し合い相乗効果が発揮される事業としていくため、お互いの役割を理解するためのベースとなる考え方の明確化や、役割に基づいたより良い事業へと見直しを図るための事業の計画から見直しまでの手法を確立し、効果的・効率的に協働事業を推進していきます。

#### 【期待される効果】

行政をはじめ、地域活動団体や非営利活動団体、事業者の各主体は、協働事業に取り組むにあたり、協働の相手方との話し合いを通して、それぞれの役割などの共通認識を図るとともに、進捗状況や成果を点検し、見直しを行うことで、より良い協働事業が推進できるようになります。

#### ① 協働事業における役割についてのベースとなるガイドラインの作成

<b>内容</b>	協働事業を効果的に進めるにあたり、「地域性」や「各主体の特徴」などを考慮しながら、お互いの話し合いのもと役割を分担していくため、参考となるガイドラインを作成し、周知・活用を図る。	
<b>新規/拡充等</b>	新規	
<b>取組スケジュール</b>	<b>前半</b>	<b>後半</b>
	指標作成・活用	活用

## ② 「協働のPDCAサイクル」の構築

<b>内容</b>	より良い協働事業の実施に向け、役割を明確にした事業計画や事業運営、事業終了後のチェックシート等を活用した振り返り、見直しを行う本市における「協働のPDCAサイクル※」を新たに構築する。	
<b>新規/拡充等</b>	拡充	
<b>取組スケジュール</b>	<b>前半</b>	<b>後半</b>
	PDCA サイクル確立・活用	活用

### 基本施策（2）

#### 協働のプラットフォームの形成に向けたコーディネート体制の構築

各主体の連携・協力を促進するため、連携のきっかけづくりやお互いの活動情報の把握など、「協働のプラットフォーム※」の形成に繋がる協働のコーディネート体制を構築していきます。

#### 【期待される効果】

行政をはじめ、地域活動団体や非営利活動団体、事業者の各主体は、連携・協力の機会を積極的に活用することによって、主体間での活動内容等についての情報交換が容易に行えるようになるなど、連携・協力による効果的・効率的なまちづくり活動が実践できるようになります。



③ 活動に関する相談・支援機能の拡充

<b>内容</b>	プラットフォーム形成を支援するため、各分野で活躍している団体の紹介やコーディネートなどを行う窓口として、 <u>まちづくりセンター</u> ※や地区市民センター等の地域行政機関におけるまちづくり活動に関する各種相談・支援機能を拡充する。	
<b>新規/拡充等</b>	拡充	
<b>取組スケジュール</b>	<b>前半</b>	<b>後半</b>
	機能拡充・運用	運用

※ 用語説明

◆ PDCAサイクル

品質改善や、業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつで、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「点検」(Check)、「改善」(Action)のプロセスを繰り返し、継続的に改善活動を行っていくことからこのように呼ばれています。

◆ 協働のプラットフォーム ⇒詳細p 45, 46

「協働のプラットフォーム」とは、各主体がまちづくりの課題を協働で解決するために、「各主体が対等な立場で話し合い、意思疎通や合意形成を図るために集まる場（もしくは集まり）」のことであり、様々なまちづくりの課題を解決する（目的地に向かう）ために、各種活動団体（乗客）が集まる場所であることから、「駅のプラットフォーム」に見立て、この様に呼んでいます。


◆ まちづくりセンター ⇒詳細p 48

地域活動団体や非営利活動団体、事業者等がそれぞれの特性や能力を発揮し合い、公共的課題の解決に自主的に取組む社会をつくるため、各主体の連携体制構築や非営利活動団体等の組織基盤の強化など多様な支援を行う市民協働のまちづくりの拠点施設。（平成24年1月開設）

④ 各主体に関する情報のデータベース構築・活用

内容	連携促進に向け、まちづくりセンターにおいて各主体に関する情報の収集，一元化を図り，広く提供するとともに，地区市民センター等の地域行政機関や各種媒体を通してこれまで以上に効果的な発信を行う。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	構築・活用	活用

⑤ 主体間交流事業の実施

内容	連携促進に向け，各主体が互いの活動内容等についての情報を共有できる機会を定期的に設ける。 【例】4者（地域活動団体，非営利活動団体，事業者，行政）交流会，シンポジウム開催 等	
新規/拡充等	新規	
取組スケジュール	前半	後半
	実施 	

⑥ 人材交流制度の構築

内容	各主体の実際の活動現場での経験を通じたノウハウやネットワークを活用した課題解決能力の向上を図るため，各主体間の受け入れ制度を構築する。 【例】非営利活動団体と地域活動団体との相互活動体験 等	
新規/拡充等	新規	
取組スケジュール	前半	後半
	制度構築	実施

## ⑦ 交流スペースの設置・活用

内容	各主体の活動の活発化を図るとともに、他の主体との交流・連携を促進するため、まちづくりセンターに各主体が自由に利用可能なスペースを設置し、交流促進を図る。	
新規/拡充等	新規	
取組スケジュール	前半	後半
	設置・活用	活用

### 基本施策（3）

#### 地域における協働のプラットフォームの強化支援

地域における協働のプラットフォームが効果的に機能するよう、地域まちづくり組織の役割の明確化や組織運営力の強化を図るとともに、地域におけるまちづくりの活性化に向けた支援などを行っていきます。

##### 【期待される効果】

地域の各団体は地域まちづくり組織の役割を理解し、積極的に連携・協力しながら地域の課題を解決できるようになるとともに、地域で活動する非営利活動団体、事業者、行政は、地域活動団体と協力しながら地域の人材、自然など様々な地域資源の活用などを通し、より充実した地域まちづくり活動を行えるようになります。

#### ⑧ 地域まちづくりへの理解促進・連携強化

内容	地域の各団体による連携・協力の更なる促進を図るため、各団体に対して、地域の様々な意見を取りまとめ、総意を形成する「地域まちづくり組織」の役割についての理解促進を図る。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	理解促進・連携強化	連携強化

⑨ 地域の組織運営力の強化

内容	地域まちづくり組織の組織運営が地域住民に開かれたものとなるよう組織運営のガイドラインを新たに作成し周知・助言を図るとともに、自律的な組織運営に向けた事務局機能強化のための支援を行う。		
新規/拡充等	拡充		
取組スケジュール		前半	後半
	ガイドライン	作成・周知	周知
	事務局強化	機能強化	—————▶

⑩ 地域まちづくりの基盤強化・活性化

内容	地域におけるまちづくりの基盤強化・活性化のため、自分たちの地域は自分たちでつくるという自治意識の醸成を図るとともに、担い手の育成としてまちづくりの知識向上を図る機会の提供、自治会の加入促進支援、魅力ある自治会に向けての支援、非営利活動団体・事業者などの各主体との交流機会の提供、地域資源を活用した特徴的なまちづくり支援など様々な取組を行う。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	実施	—————▶

## 基本施策（４）

### 各主体の連携促進に繋がる制度的支援の充実

各主体の組織基盤強化とともに主体間の連携の促進を図るため、活動団体の設立及び事業拡充等を支援するための既存の制度について、対象・内容の検討を行い、連携の促進に繋がる制度として充実を図ります。

#### 【期待される効果】

行政をはじめ、地域活動団体や非営利活動団体、事業者の各主体は、活動活性化等に有効な制度の情報収集・活用や事業拡充、他の主体との連携などにより、それぞれの団体の活動がステップアップするとともに、各主体の持つ特性やノウハウを生かした課題の解決が可能となり、積極的に協働事業を推進できるようになります。

#### ⑪ 市民活動助成制度の対象事業等の拡充

内容	団体設立及び事業拡充を支援する助成制度について、連携の促進にも繋がるよう、制度の拡充を図る。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	制度見直し	運用

#### ⑫ 協働事業提案制度の再構築

内容	住民提案型の協働事業の充実に向け、既存の制度について見直しを行い、制度の再構築を図る。	
新規/拡充等	再構築	
取組スケジュール	前半	後半
	制度構築	実施

**基本施策（5）**

**各主体の自律及び発展性・継続性向上につながる支援の強化**

各主体が自律的に継続して活動に取り組めるよう、非営利活動団体等に対しての企業等が実施する融資制度の活用支援、ビジネス手法活用事例の情報提供、経営ノウハウ習得のための研修会等を通じた財源の確保支援、各種事務能力向上などの人材育成支援などを行っていきます。

**【期待される効果】**

地域活動団体や非営利活動団体、事業者の各主体は、人材の発掘・育成・スキルアップに向けた研修、活動に必要な資金について各種助成制度などを積極的・有効に活用するほか、各主体自らもビジネス手法を積極的に導入することにより、自律した存在として継続的に活動していけるようになります。

**⑬ 初心者向け講座、体験事業等の実施**

<b>内容</b>	新たな人材の発掘・育成に向けて活動のきっかけづくりとなる講座、体験事業の充実を図る。	
<b>新規/拡充等</b>	拡充	
<b>取組スケジュール</b>	<b>前半</b>	<b>後半</b>
	実施	→

**⑭ 事務能力向上のための研修会等の実施**

<b>内容</b>	団体を継続的に運営していくために必要となる会計・税務等の事務能力向上、組織マネジメント等の研修会を実施する。	
<b>新規/拡充等</b>	新規	
<b>取組スケジュール</b>	<b>前半</b>	<b>後半</b>
	実施	→

⑮ 学習から活動までの一体的推進による人材育成の支援

内容	学んだことを地域で生かせ、様々な主体と出会える仕組みの構築，場・機会の積極的な提供など，地域で活躍できる人材の更なる育成支援を図る。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	仕組み構築・実践	実践

⑯ コミュニティビジネス，ソーシャルビジネスの取組支援

内容	各主体において継続的な資金調達や組織強化が可能となるよう，コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスといったビジネス手法を用いた事業の実施に向け，情報提供や研修等を実施する。	
新規/拡充等	新規	
取組スケジュール	前半	後半
	情報提供・研修実施	事業支援

⑰ 非営利活動団体向け貸オフィスの設置

内容	非営利活動団体等，決まった事務所を持たない団体が利用可能な貸オフィスを設置するとともに，印刷機等の活動に必要な機材を貸与するなど組織基盤強化の支援を図る。	
新規/拡充等	新規	
取組スケジュール	前半	後半
	設置・運用	運用



⑩ 助成制度の活用促進

内容	企業等が各主体に対して行う助成制度についても広く周知を図ることで、活動の幅を広げるような支援を行う。	
新規/拡充等	拡充	
取組スケジュール	前半	後半
	周知・活用支援	

※ 用語説明

◆ 協働のプラットフォーム

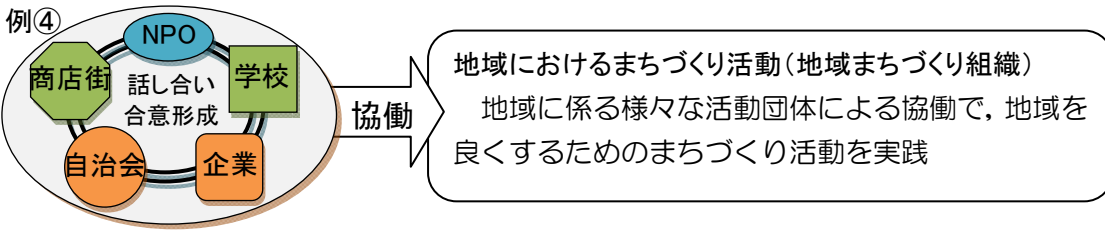
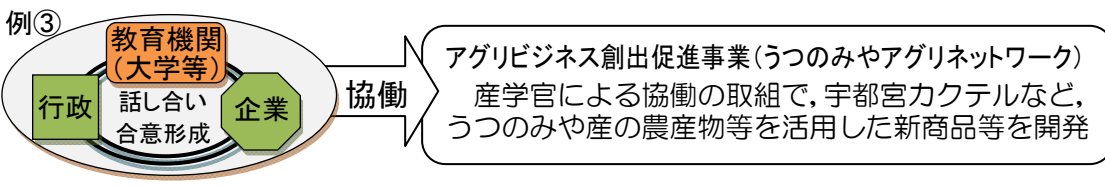
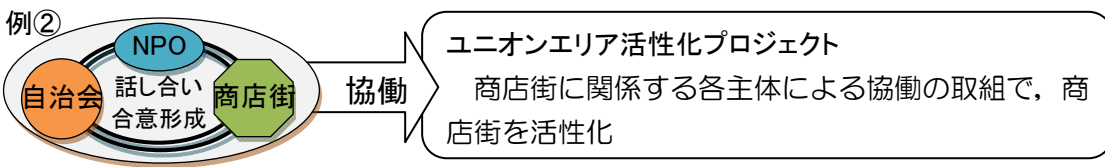
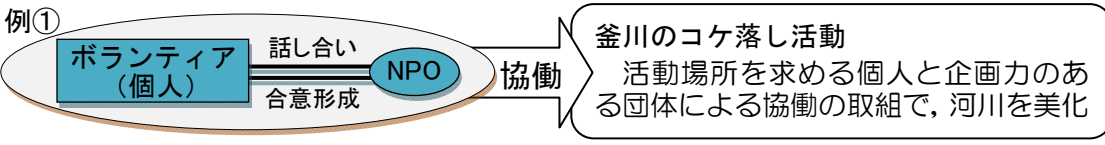
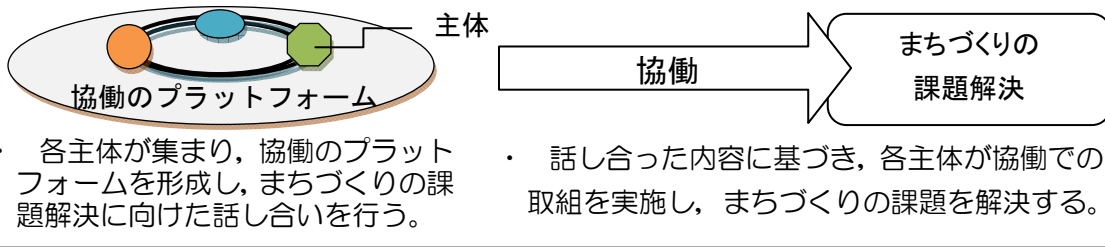
「協働のプラットフォーム」とは、各主体がまちづくりの課題を協働で解決するために、「各主体が対等な立場で話し合い、意思疎通や合意形成を図るために集まる場（もしくは集まり）」のことであり、様々なまちづくりの課題を解決する（目的地に向かう）ために、各種活動団体（乗客）が集まる場所であることから、「駅のプラットフォーム」に見立て、この様に呼んでいます。

具体的には、各主体が協働を実践する際の方法やお互いの役割などを確認し合う場であり、そのため、協働の数だけプラットフォームも必要となり、すでに様々な場面で「協働のプラットフォーム」が各主体によって自主的に形成されています。

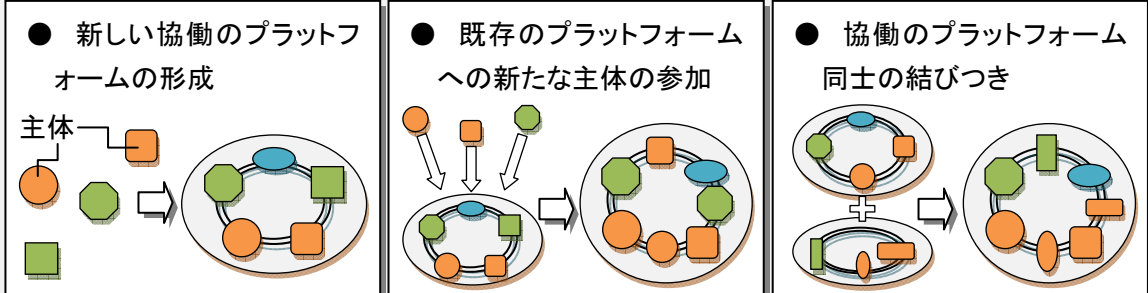
その形態については、地域活動団体・非営利活動団体の組合せ、学校・事業者・行政の組合せなど様々なものがあり、地域に係る様々な主体が集り、地域ごとに設立されている「地域まちづくり組織」も「協働のプラットフォーム」の一つといえます。

様々な主体や異なるプラットフォーム同士が結びつき、新たな「協働のプラットフォーム」が形成されていくことが、「協働の取組」を広げていくこととなります。

## ◆ 協働のプラットフォームとその取組の事例



## ◆ 協働のプラットフォームの形成例



## 第5章 計画の推進

---

## 第5章 計画の推進

本計画の実効性をより高いものとするため、庁内外の推進体制を整備し、適切な計画の推進を行っていきます。

### 1 計画の進行管理

- ・ 全庁をあげて市民協働を推進していくため、庁内の「市民協働推進委員会」において計画における取組の進捗状況の確認を行うとともに、市民協働推進のための協議・検討を行っていきます。
- ・ 進捗状況等について、学識経験者や地域活動団体、非営利活動団体、事業者、公募市民からなる「みんなでまちづくり会議」へ報告するとともに、委員から出た意見・提案等を市民協働の推進に反映していきます。

### 2 まちづくりセンターを核とした支援機能の発揮

- ・ 市民協働のまちづくりの拠点施設として平成24年1月に開設した「まちづくりセンター（愛称：まちぴあ）」において、民間の優れたノウハウ等を活用しながら機能を発揮し、地区市民センターや各主体による専門分野ごとのサポート機能と連携しながら、協働のまちづくりを支援していきます。

#### 【まちづくりセンター機能】

##### (1) オフィスの提供

非営利活動団体の組織基盤強化や活動の促進を図るための事務所の提供

##### (2) ネットワーキング

各主体がそれぞれの能力や特性を発揮し、連携することにより、まちづくり活動を促進するためのコーディネート等による連携体制の構築

##### (3) データバンク・調査研究

各主体の活性化やコミュニティビジネスなど地域課題解決に向けた新たな手法の導入等を支援するための調査研究及び情報の発信

##### (4) NPO法人設立等に係る運営支援

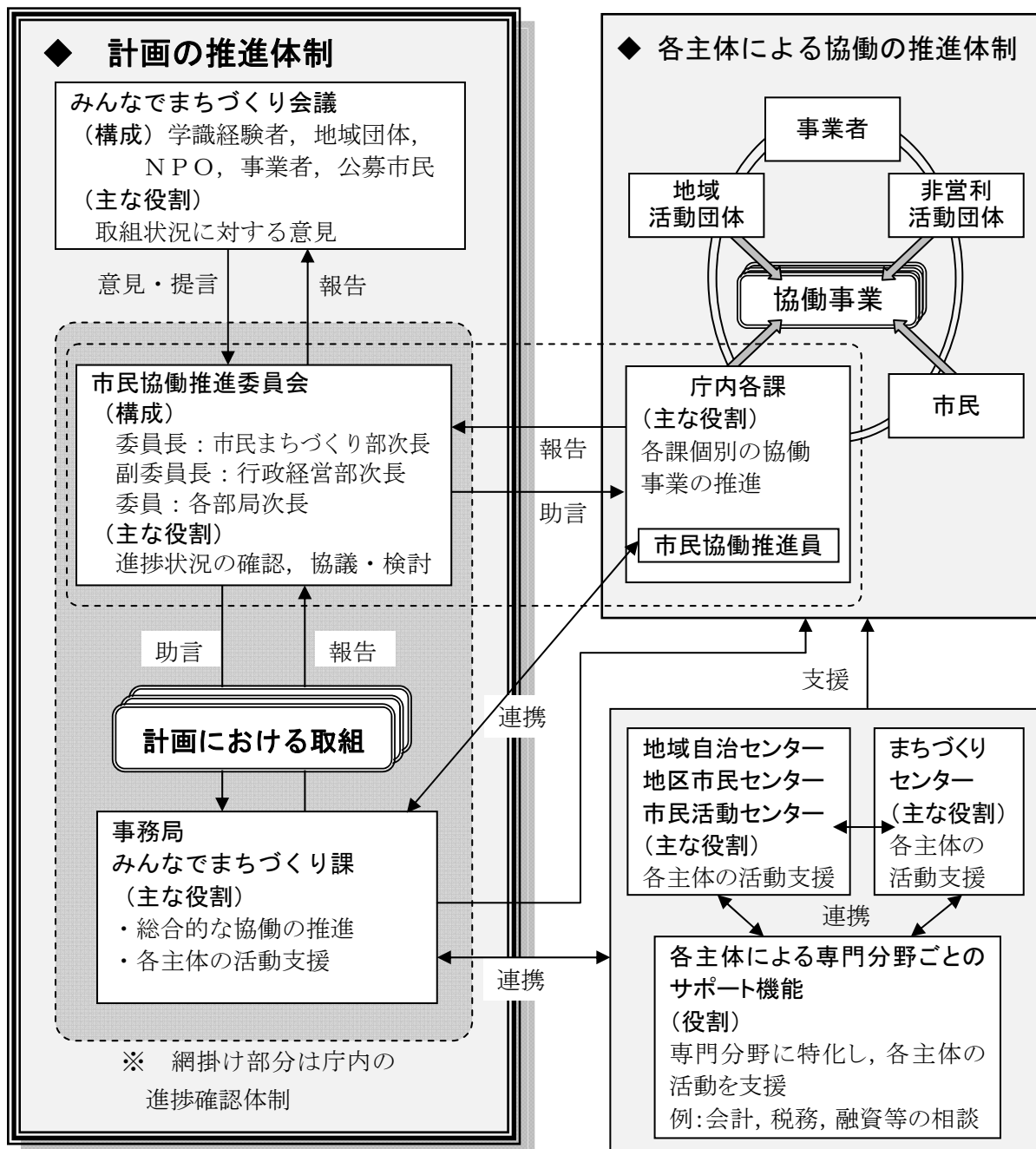
市民活動の活性化を図るためのボランティア団体・NPO法人の設立や団体運営に関する相談対応等による組織支援

(5) 事業支援

各主体のまちづくり活動の活性化を図るためのボランティアの紹介や効果的な事業展開のための企画支援

(6) 人材育成

各主体の自律化やまちづくり活動の活性化を図るための研修会の開催等による人材の育成・確保





# 資料編

# 1 策定の過程

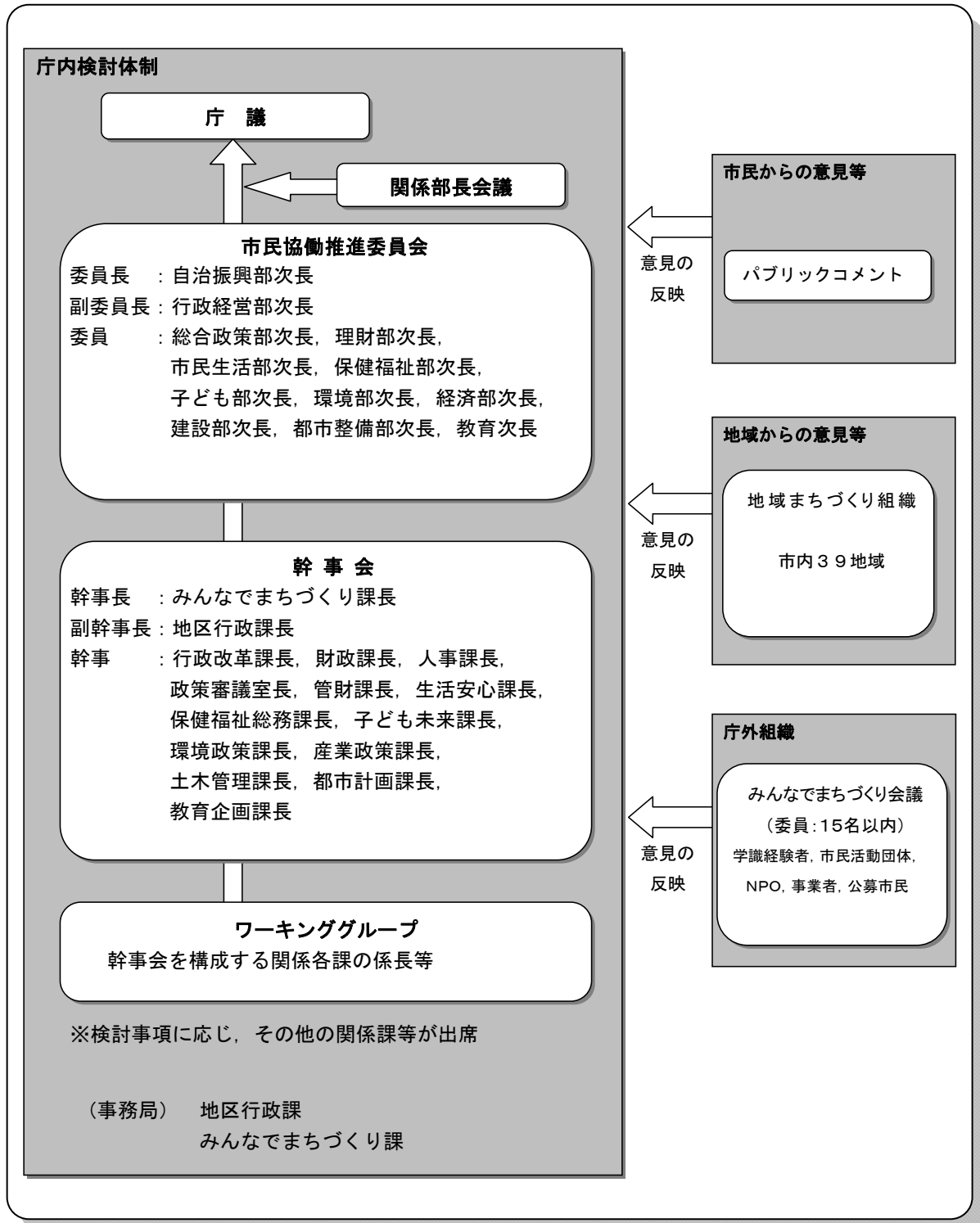
実施時期	実施項目	実施内容等
平成 22 年 4 月 28 日	計画改定に係る関係課長会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定体制及びスケジュール等について</li> </ul>
平成 22 年 5 月 27 日	策定体制等についての庁議報告	
平成 22 年 7 月	庁内検討組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働推進委員会、幹事会、ワーキングの設置</li> </ul>
平成 22 年 7 月 16 日	第 1 回市民協働推進委員会ワーキング（以下ワーキング）の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定体制等の報告</li> <li>計画骨子（案）について</li> <li>計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 1 章 計画改定の背景 第 2 章 計画の目指すもの
平成 22 年 8 月 11 日	第 1 回市民協働推進委員会幹事会（以下幹事会）の開催	
平成 22 年 8 月 30 日	第 1 回市民協働推進委員会幹事会（以下幹事会）の開催	
平成 22 年 9 月 30 日	平成 22 年度第 1 回みんなでまちづくり会議における意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置要領の改正について</li> <li>第 1 次計画の取組・評価について</li> <li>計画改定の方向性について</li> </ul>
平成 22 年 10 月 14 日	第 2 回ワーキングの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 3 章 協働推進にあたっての基本的な考え方
平成 22 年 11 月 4 日	第 2 回幹事会の開催	
平成 22 年 11 月 22 日	第 2 回委員会の開催	
平成 23 年 1 月 18 日	第 3 回ワーキングの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 4 章 協働実践にあたっての基本原則 第 5 章 協働実践に向けての取組 第 6 章 計画の推進体制
平成 23 年 2 月 4 日	第 3 回幹事会の開催	
平成 23 年 4 月 22 日	第 4 回ワーキングの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の体系について</li> <li>計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 4 章 協働実践に向けての取組 第 5 章 計画の推進
平成 23 年 5 月 25 日	地域まちづくり推進協議会における意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 次計画の取組・評価について</li> <li>計画改定の方向性について</li> </ul>



実施時期	実施項目	実施内容等
平成 23 年 6 月 8 日	第 4 回幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の体系について</li> <li>・ 計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 4 章 協働実践に向けての取組 第 5 章 計画の推進
平成 23 年 7 月 6 日	第 3 回委員会の開催	
平成 23 年 8 月 24 日	地域まちづくり推進協議会における意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の課題等を踏まえた協働実践に向けての取組について</li> </ul>
平成 23 年 9 月 27 日	平成 23 年度第 1 回みんなでまちづくり会議における意見交換	
平成 23 年 10 月 3 日	第 5 回ワーキングの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 4 章 協働実践に向けての取組 第 5 章 計画の推進
平成 23 年 10 月 7 日	第 5 回幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画内容について</li> </ul> <b>【検討項目】</b> 第 4 章 協働実践に向けての取組 第 5 章 計画の推進
平成 23 年 11 月 14 日	第 4 回委員会の開催	
平成 23 年 11 月 16 日	宇都宮市自治会連合会における意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の課題等を踏まえた協働実践に向けての取組について</li> </ul>
平成 23 年 11 月 29 日	第 5 回委員会・第 6 回幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案について</li> </ul>
平成 23 年 12 月 19 日	関係部長会議の開催	
平成 23 年 12 月 27 日	政策会議の開催	
平成 24 年 1 月 12 日	平成 23 年度第 2 回みんなでまちづくり会議における素案の説明	
平成 24 年 1 月	地域まちづくり組織、地区連合自治会への計画素案の送付、パブリックコメント実施の周知	
平成 24 年 1 月 19 日～ 2 月 20 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案の公表、市民意見の募集</li> </ul>
平成 24 年 2 月 24 日	第 6 回委員会・第 7 回幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの結果について</li> <li>・ 計画の最終案について</li> </ul>
平成 24 年 3 月 26 日	庁議付議 計画の策定・公表	

## 2 策定体制

### (1) 組織体系



## (2) 設置要領

### 「市民協働推進委員会」設置要領

#### (設置)

第1条 「行政経営指針」及び「市民協働推進指針」に基づき、市民協働を全市的かつ計画的に推進するため、市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「市民協働推進計画」（以下「計画」という。）の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他市民協働の推進に係る重要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には自治振興部次長を、副委員長には行政経営部次長をもって充てる。
- 3 委員は、総合政策部次長のほか、検討事項に応じた関係部次長等をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理で出席することができる。

#### (幹事会)

第5条 委員会の円滑な運営のため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長にはみんなでまちづくり課長を、副幹事長には地区行政課長をもって充てる。
- 4 幹事は、行政改革課長、財政課長、人事課長、政策審議室長のほか、検討事項に応じた関係課長等をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。
- 6 幹事会は、計画の原案を作成する。
- 7 幹事会は、計画に位置付けされた施策・事業の内容について協議する。
- 8 第3条第4項及び第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、幹事会について準用する。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の円滑な運営のため、委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 3 班長にはみんなでまちづくり課長補佐を、副班長にはみんなでまちづくり課市民活動グループ係長をもって充てる。
- 4 班員は、副幹事長及び幹事が指名する者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの会議は、必要に応じて班長が招集し、これを主宰する。
- 6 ワーキンググループは、計画の原案を調整する。
- 7 ワーキンググループは、計画に位置付けられた施策・事業の内容について調整する。
- 8 第3条第4項及び第5項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(関係課調整会議)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に関係課調整会議を置く。

- 2 関係課調整会議は必要に応じて幹事長が召集し、これを主宰する。
- 3 関係課調整会議は、計画に位置付けされた施策・事業の内容について個別調整を行う。

(市民協働推進員)

第8条 各課(課に相当するものを含む。以下同じ)に市民協働推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、所属課長が選任し、その者の職氏名をみんなでまちづくり課長に報告するものとする。これに異動があったときも、同様とする。
- 3 推進員は、所属課長の指揮監督を受け、当該課の所掌事務について、計画に位置付けられる施策・事業の内容の検討・調整に関する事務を処理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、自治振興部みんなでまちづくり課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

## みんなでまちづくり会議設置要領

(設置)

第1条 市民協働のまちづくりに関し必要な事項について市民から幅広く意見を聴くため、みんなでまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体
- (3) 関係機関
- (4) 公募により選考された市民

(座長及び副座長)

第3条 会議に座長及び副座長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、その会議の議長となる。

(関係人の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、自治振興部みんなでまちづくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。





宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
TEL : 028 (632) 2288  
FAX : 028 (632) 3268  
E-mail : u2207@city.utsunomiya.tochigi.jp